

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)  
 昭和50年11月12日 自車第708号、自公第163号  
 制定：平成23年6月30日 国自環第70号  
 (組織改正により整備部長通達から課長通達として制定)  
 最終改正：平成29年4月14日 国自環第12号

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">改 造 自 動 車 に 係 る 新 規 検 査 の 際 に 提 出 す る 書 面 に つ い て</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」(平成3年6月28日付け地技第156号)により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査(予備検査を含む。以下同じ。)の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1.から5.までによることとされたい。ただし、2.及び3.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用することとする。</p> <p>また、指定自動車等(大型特殊自動車を除く。)であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記6.及び7.によることとされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合                      (1) 細目告示第40条第1項第3号に係る自動車                      ①及び②の規定により細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結果を表す書面を提出する場合は、同号中の表の自動車の種別に応じた加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。</p> <p>また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添12「後付消音器の技術基準」Iに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「S」が付されたものが表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">改 造 自 動 車 に 係 る 新 規 検 査 の 際 に 提 出 す る 書 面 に つ い て</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」(平成3年6月28日付け地技第156号)により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査(予備検査を含む。以下同じ。)の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1.から5.までによることとされたい。ただし、2.及び3.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用することとする。</p> <p>また、指定自動車等(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。)であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記6.及び7.によることとされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合                      (1) 細目告示第40条第1項第3号及び第5号に係る自動車                      なお、①及び②の規定により細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結果を表す書面を提出する場合は、同号中の表の自動車の種別に応じた加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。</p> <p>また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添12「後付消音器の技術基準」Iに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「S」が付されたものが表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。</p>

①～② (略)

(2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車

①及び②の規定により協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。

① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機形式の変更に限る。)→公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

② 消音器の改造→公的な試験機関において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

(3) 細目告示第40条第1項第5号に係る自動車

①及び②の規定により協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。

① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機形式の変更に限る。)→公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

② 消音器の改造→公的な試験機関において実施された協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

7. 加速走行騒音試験結果成績表の様式は、細目告示第40条第1項第3号に係る自動車にあっては別添10、細目告示第40条第1項第4号に係る自動車にあっては別添11、細目告示第40条第1項第5号に係る自動車にあっては別添12とする。

なお、公的な試験機関において実施された加速走行騒音試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

別添1～11 (略)

別添12 加速走行騒音試験結果成績表(協定規則第51号)

①～② (略)

(2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車

なお、①及び②の規定により協定規則第41号第4改訂版補足第4改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。

また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示であつて、その末尾に「P」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。

① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機形式の変更に限る。)→公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第4改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

② 消音器の改造→公的な試験機関において実施された協定規則第41号第4改訂版補足第4改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

7. 加速走行騒音試験結果成績表の様式は、細目告示第40条第1項第3号及び第5号に係る自動車にあっては別添10、細目告示第40条第1項第4号に係る自動車にあっては別添11とする。

なお、公的な試験機関において実施された加速走行騒音試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

別添1～11 (略)

附則〔平成11年4月20日自環第91号〕  
表題及び記4.の改正は、平成12年10月1日から適用する。

附則〔平成19年3月9日国自環第251号〕  
平成19年8月31日以前に製作された自動車は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成19年7月31日国自環第63号〕  
改正後の通達1.に基づく「排出ガスの光吸収係数の値を表す書面（改造後）」の提出は、平成20年7月31日までの間とする。

附則〔平成22年2月5日国自環第244号〕  
1. 平成22年3月31日以前に製作された二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）は、改正後の通達1.から5.の規定は適用されない。  
2. 平成22年3月31日以前に製作された自動車は、改正後の通達6.及び7.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成23年3月31日国自環第205号〕  
1. この改正は、平成23年4月1日から適用する。  
2. 改正前の通達6.の「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程（平成20年国土交通省告示第1534号）中2の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示」は、改正後の通達6.の「細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示」とみなす。

附則〔平成23年6月30日国自環第70号〕  
1. この改正は、平成23年7月1日から適用する。  
2. 廃止前の「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和50年自車第708号、自公第163号）附則（平成19年3月9日国自環第251号）、附則（平成22年2月5日国自環第244号）及び附則（平成23年3月31日国自環第205号）の規定は、施行後もなおその効力を有する。

附則〔平成28年12月6日国自環第184号〕  
二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）であって、平成28年12月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成26年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）は、改正後の通達6.及び7.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成29年4月14日国自環第12号〕  
1. 自動車（乗車定員が11人以上の自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車）であって、平成34年（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては平成35年）8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）を除く。）は、改正後の通達6.及び7.の規定は適用されない。  
2. 自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する怪自動車並びに大型特殊自動車を除く。）であつて、平成34年（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては平成35年）8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）を除く。）は、改正後の通達6.及び7.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

